

# 「山形県海岸漂着物対策推進地域計画 ～美しいやまがたの海づくりプラン～」

## ○地域計画策定の趣旨

国内外からの大量漂着物によって良好な海浜景観の喪失、漁業や海洋生物への影響、海岸機能の低下等の被害が生じており、全国の沿岸部で共通の課題となっていたことから、漂着物対策の推進を図ることを目的として「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が平成21年7月施行された。山形県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、国の基本方針に基づき本法第14条に規定する地域計画を策定する。

## ○国の基本方針（H22.3）に基づき地域計画に盛り込む主な事項

- ・ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び回収処理、発生抑制対策に関する事項
- ・ 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ・ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項
- ・ その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

## ○地域計画の基本的事項

- ・ 目的 回収処理、発生抑制対策による海岸漂着物等の削減
- ・ 計画期間 平成23年度～平成32年度（10ヵ年）



### 目指す姿

裸足で歩ける庄内海岸

### 短期目標

毎年秋の海岸清潔度(\*1)のランクを3以上にする。(海岸線10mあたり20ℓのごみ袋1袋程度にする。)

漂着の著しい区域は海岸清潔度のランクを2以上高める。(ごみの量を1/4にする。)

### 中期目標

平成32年度春の海岸清潔度のランクを平成23年度春と比較して1以上高める。(ごみの量を1/2にする。)

\*1 海岸清潔度：「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」により海岸線10mあたりの人工系ごみの量を12ランクに区分して判定する。



## 山形県海岸漂着物対策推進協議会

### 取組みの柱1

#### 回収処理対策の推進

回収処理対策の重点区域を海岸全域（39区域）とし、海岸管理者等、地域住民、企業及び民間団体等が適切な役割分担のもとで回収処理を推進する。

#### <推進方策>

##### 海岸漂着物等の回収処理

- 海岸管理者等による回収処理・市町の協力
- 地域住民、企業及び民間団体等による回収処理
- 年度計画の作成（回収時期、役割分担等）

##### 飛島区域における回収処理

- 飛島クリーンアップ作戦の実施

##### 地域住民、企業及び民間団体等への支援

- 海岸清掃等に必要の備品の貸出し等
- 参加しやすい体制の整備、広報等の強化

##### 海岸漂着物等の処分等に関する技術開発

- 流木等の再資源化の研究等

##### 埋没ごみ、飛散ごみの回収

- 埋没ごみ・飛散ごみの回収手法の検討

### 取組みの柱2

#### 発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施

発生抑制対策の重点区域を県内全域とし、陸域由来のごみ等の発生抑制・回収処理を推進する。また、海岸漂着物問題への理解を深めるため、普及啓発・環境教育を推進する。

#### <推進方策>

##### 発生抑制対策の推進

- ごみの適正処理と減量化・資源化の推進
- 河川管理者、市町村及び地域住民等と連携した水域等へのごみ等の流出防止対策の推進
- 船の航行、漁業に影響のある漂流物対策の検討

##### 普及啓発の実施

- 【陸域部】地域と連携した山、川、街からのごみ等の流出防止、環境美化活動の推進
- 【沿岸部】ごみ持ち帰り・不法投棄防止の普及啓発、海岸漂着物問題の普及啓発
- 【海域部】漁業者、船舶利用者への廃棄物適正処理の普及啓発

##### 環境教育の実施

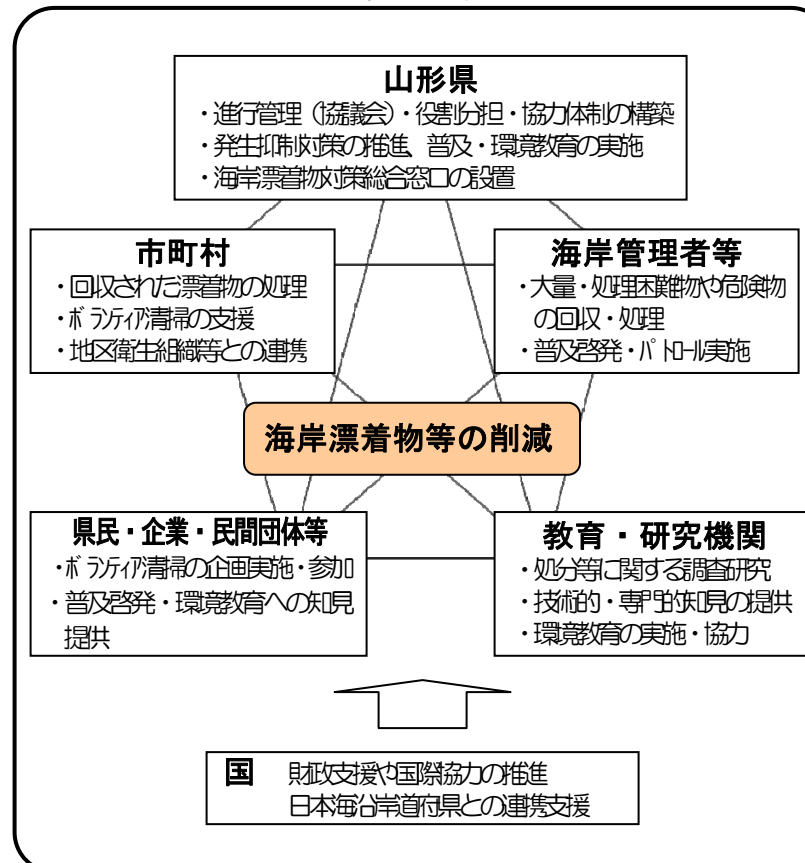
- 環境教育指導者の育成及び体験型環境教育の実施
- 教育資材等の整備及び貸出し
- 学校・企業等における環境教育の実施・支援

### 取組みの柱3

#### 関係者の役割分担と相互協力

地域住民、企業及び民間団体等が役割を十分発揮できるよう県に総合窓口を設置し、必要な支援の実施、効果的な協働を推進する。

#### <推進方策>



### 取組みの柱4

#### モニタリング調査による進行管理

毎年度モニタリング調査を実施し、目標達成度の評価、取組み効果の検証を行いながら地域計画の進行管理を行う。

#### <推進方策>

##### 山形県海岸漂着物対策推進協議会

- 国、県、市町村及び民間団体等が行う海岸漂着物対策の総合的な進行管理を実施

##### 【進行管理の内容】

- 短期及び中期目標の達成状況の確認
- 年度計画の協議
- 海岸漂着物対策の効果検証
- 新たな施策の検討
- 地域計画の見直しに関する協議

##### モニタリング調査の実施

- 毎年春・秋にモニタリング調査を実施し、海岸清潔度を確認
- 河川清掃活動による回収量等の調査